

2021年12月21日

日本人学校協同組合 組合員各位

日本人学校協同組合 理事会

日本人学校協同組合 運行会ボランティアの業務について

組合員の皆様におかれましては日頃より通学バスの安全運行にご協力頂き誠にありがとうございます。  
います。

シンガポール日本人学校の通学バスは、通学バスの利用を希望する組合員で構成される日本人協同組合にて運営されており組合員、の協力によるボランティア団体であることはご承知のとおりです。各校委員長・副委員長（以下二役）及びバス路線を担当する地区委員を会員より選出の上、バスの運行にご協力頂いております。

当日本人学校協同組合は1976年にそれまで保護者の任意組織の下で運営されていた通学バス運行業務を引き継ぎさらに利用者の便益を向上するべく設立されこれまで年度毎に保護者の皆様のご協力を頂きつつ運営していくことができました。

しかしながら、今般コロナ禍より会員の活動に制限がされている現状にあるためか、利便性を追求する意見が頻繁にあがり、二役及び地区委員が対応に大変苦慮しております。互助組織でなりたっている制度の存続が極めて困難となっております。理事会では弁護士に指導を仰ぎ都度問題解決をしておりますが、コロナ禍で今までにない事例が散見されているのが実情です。

上記を踏まえ今一度、組合員の皆さまにおかれましては、日本人学校協同組合のバス運行に関する通学バス利用の手引き及び入会時の誓約書の再確認をお願いしたく存じます。

『利便性を重視したスクールバスではありません。』『諸々のトラブルはご家庭内で解決にあたってください』

児童・生徒減少にともない運行バス台数の削減ルート作成にも苦慮しております。毎年度同様の条件での運行が難しいことご理解ください。適切な料金での運用に努めてまいります。

業務方針にご納得いただけないのであれば、退会していただきご自分で送迎してください。また、ご理解頂けない等状況によっては注意書及び警告書を発行し退会を促します。

(通学バス利用手引き P4 3-3.3-4 記載)

当地では13歳以上は刑事責任を問われます。7歳以上12歳以下は本人が自分の行為を理解できる場合は刑事責任を問われ成人同様罰せられることがあります。

組合員皆様におかれましては自分の行動に注意することをお子様にご指導頂きたくお願い申し上げます。

以上